

【マイナ保険証関連】 マイナンバーカード取得と マイナ保険証登録のお願いについて

- 要点
- SmartHRでの個別展開内容
- スケジュール
- 「マイナ保険証」メリット / 「資格確認書」デメリット
- Q & A
- まとめ・お問い合わせ先

2025年8月29日
住友ゴム工業健康保険組合

- ・2024(令和6)年12月2日以降、国の方針として、原則マイナ保険証を使用

- ・従来のプラスチックカード型保険証の使用期間は、 (経過措置終了のため)
2025(令和7)年12月1日で終了



- ・「マイナンバーカード未取得」または「マイナ保険証として未登録」の方には
職権で「資格確認書」(＝マイナ保険証の代わりになるもの)を発行 (＝申請不要)

- ・「資格確認書」があれば、これまでどおり受診可能、但し「マイナ保険証」にはメリットあり

- ・「資格確認書」発行枚数が減ることで、会社・健保 双方にメリットあり



- ・このため、「マイナンバーカード未取得」または「マイナ保険証として未登録」者に対して、
SmartHRで個別に「取得」や「登録」依頼を発信

電子的な勧奨文書配付(＝当社の場合SmartHR)については、
健保連(＝健康保険組合連合会)からも推奨されている方法です。

マイナンバーカードの保険証利用登録のお願いについて

日頃より、当組合の事業運営につきまして格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
さて、令和7年〇月末時点において、**マイナンバーカードの保険証利用登録がされていないことを確認しました。**

令和6年12月2日から保険証の発行が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みになり、より良い医療を受けられるため、及び各種手続きをより便利にするため、マイナ保険証の利用をお願いしております。（お手元の保険証は、今年の12月2日以降使用できなくなります。）

つきましては、**同封のリーフレットを参考のうえ、令和7年〇月〇日までにマイナンバーカードの保険証利用登録をしていただきますようお願いします。**

なお、マイナンバーカードをお持ちでない方については、マイナンバーカード取得後に保険証利用登録をしてください。

※本通知は、

「マイナ保険証の利用登録をしていない方」、「転居時の更新手続き漏れや、カードの返納等によりマイナ保険証の利用登録が解除された方」等に対して送付しております。

マイナンバーカードの状態について心当たりがない方は、誠に恐れ入りますが、マイナンバー総合フリーダイヤル（TEL0120-95-0178）までご連絡ください。

※マイナ保険証とは

健康保険証の利用登録が完了したマイナンバーカードのことをマイナ保険証といいます。

健康保険証の利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証カードリーダーで行うことができます。

マイナンバーカードの保険証利用登録のお願いについて

以下の手順で保険証利用登録を実施してください

1 マイナンバーカードをお持ちでない方は、まずはマイナンバーカードを取得

申請 ※以下から選択

1

スマホから パソコンから
オンライン申請

2

証明写真機
から

3

郵送

受け取り

①ハガキが届く
②受け取りに行く

詳しくはこちら

マイナンバーカード
総合サイト

2 マイナンバーカードをお持ちの方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

医療機関・薬局
の顔認証付き
カードリーダーか
ら申し込みます



スマホから

下記3つを準備
①マイナンバーカード
②マイナンバーカード読取対応のスマホ
③アプリ「マイナポータル」のインストール
STEP1 「マイナポータル」を起動する。
STEP2 「申し込み」をタップする。
STEP3 利用規約等に同意する。
STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



セブン銀行ATMで

必要なものは
マイナンバーカード
のみ！
ATM画面
マイナンバーカード
での手続き
健康保険証
利用の申込み



マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

健保連(=健康保険組合連合会)作成の依頼文書やリーフレットを使用します。

- 
- ・8/29(金) 部課長連絡会
 - ・9/1(月)以降 SmartHRで対象者に個別発信
 - ・9月中 各自で「マイナンバーカード取得」や「マイナ保険証として登録」
※個人情報保護の観点から、会社や健保で取得・登録のサポートはできません。
 - ・10月上旬頃 職権による「資格確認書」発行対象者抽出
※「マイナンバーカード未取得」や「マイナ保険証として未登録」者
 - ・11月上旬以降 「資格確認書」納品後、個別配付(11月末まで)
 - ・12/ 1(月) 従来のプラスチックカード型保険証 使用期限
 - ・12/ 2(火)以降 「マイナ保険証」または「資格確認書」で受診

●「マイナ保険証」メリット

(本人同意があれば)病院等でこれまでの診療や服薬情報が確認でき、余分な医療や投薬が防がれるなど、より質の高い医療を受けることができます。

救急搬送時に本人に確認できない状態でも、これまでの診療や服薬情報が確認できるようになりつつありますので、早期に適切な医療や投薬につながることを期待できます。

医療費が高額となった場合、別途申請しなくても、窓口での支払額が限度額までとなります。

●「資格確認書」デメリット

有効期限(最長5年)があり、退職や扶養認定除外等の資格喪失時には返却の必要があります。

紛失した場合、再発行手数料500円/枚かかります。

	質問	回答
1	マイナンバーカード未取得、マイナ保険証未登録に対するペナルティは？	ありません。今回のSmartHRによる個別案内も、強制ではなく、あくまでもお願いとなります。
2	マイナンバーカード取得、マイナ保険証登録することに対するメリット・デメリットは？	メリットは前ページのとおり。デメリットは特に無いと考えています。
3	資格確認書配付時に通達は発信される？	11月上旬頃通達を掲載します。
4	資格確認書は退職時など返却必要？	退職や扶養認定から外れて資格喪失する場合は返却してください。
5	資格確認書の有効期限を無くして欲しい	国により最長5年と定められていますのでご理解ください。
6	資格確認書紛失等の再発行費用がプラスチックカードと同じ500円/枚は高いのでは？	健保としてはマイナ保険証使用を原則としている国の方針に協力する考えのもと、マイナ保険証登録を推奨している立場でもあることから、例外対応として発行している資格確認書を再発行する場合、費用を徴収することは適正と考えています。 尚、他健保では1万円/枚としている健保もあると聞いています。
7	プラスチックカード型の保険証を返却する必要は？	2025年12月1日までに退職や扶養認定から外れて資格喪失する場合は返却してください。 2025年12月2日以降も継続して当健保の加入者となる場合は返却不要です。 その場合、各自で処分可ですのでハサミを入れるなどして廃棄してください。(健保には送付しないでください)

	質問	回答
8	11月上旬以降対象者に配付される封筒の形式や中身は？	(未定) 定型封筒に「資格確認書」と「説明文書」が封入されています。 封筒の穴あき部分には、氏名、健保証番号、所属コード、所属名称、社員番号が表示されています。
9	並び順は？	住友ゴムの所属コード8桁順です。
10	対象者の自宅に直接郵送した方がいいのでは？	国(厚労省)から、会社を通しての配付を求められているため、職制を通しての配付としておりますのでご了承ください。
11	対象者の家族情報や部署情報はいつ時点のデータですか？	家族情報等は10月●日(←現時点では未定)時点の情報ですが、部署情報などはそれよりも前の場合がありますのでご了承ください。
12	12/1までの退職者の「資格確認書」の扱いは？	部署に配付された場合は人事または健保に返送してください。
13	長欠・休職・産休・長期出張者の「資格確認書」の扱いは？	11月末までに渡すことができない場合は自宅に郵送します。(部署に配付された場合は人事または健保に返送してください)
14	海外駐在員への送付方法は？	・家族帯同者と独身者 →現地法人宛に親展社内メール便で送付します。 ・単身赴任者 →本人分を含めて日本国内の留守宅に郵送します。

	質問	回答
15	任意継続被保険者(＝退職後の継続被保険者)などへの送付方法は？	自宅へ郵送します。
16	本人・家族で封筒を分けずに世帯ごとに封入した方が配付数が少なくてよかったのでは？	ご意見はそのとおりだと思うのですが、一方で封入時に混入のリスクがあったため個別封入としております。ご了承の程お願いします。
17	対象者や家族のマイナンバーに変更があった場合の修正申請方法は？	SmartHRで申請できるよう(人)で調整中です。確定したら展開します。
18	世の中や社内的にもペーパーレス化が進んでいるのだから「資格確認書」もSmartHR経由で配付するなど、紙面以外の配付方法でもよいのでは？	厚労省からの事務連絡では、電子的な送付について「加入者自身が印刷することが可能となっていること」が求められています。 当社では全ての方がプリンターで印刷できる環境ではないため、混乱の無いよう全員紙面配付としましたので、ご了承の程お願いします。

<ご参考> 住友ゴム工業健康保険組合 ホームページアドレス

マイナ保険証関連の各種情報を掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.kenpo.gr.jp/sri/>

- ・2024(令和6)年12月2日以降、国の方針として、原則マイナ保険証を使用

- ・従来のプラスチックカード型保険証の使用期間は、(経過措置終了のため)
2025(令和7)年12月1日で終了



- ・「マイナンバーカード未取得」または「マイナ保険証として未登録」の方には
職権で「資格確認書」(=マイナ保険証の代わりになるもの)を発行(=申請不要) 11月上旬予定
- ・「資格確認書」があれば、これまでどおり受診可能、但し「マイナ保険証」にはメリットあり
- ・「資格確認書」発行枚数が減ることで、会社・健保双方にメリットあり



- ・このため、「マイナンバーカード未取得」または「マイナ保険証として未登録」者に対して、
SmartHRで個別に「取得」や「登録」依頼を発信 9月1日以降予定

ご不明な点がございましたらお問い合わせくださいますようお願い致します。

住友ゴム工業健康保険組合 富川 yoshiyuki-tomikawa.az@srigroup.co.jp

以 上